

1 2 1 . 1 3

願書又は中間書類の出願人、代理人等の
特定（認定）に関する取扱い

1. 既に申請人として識別番号が付与されており、願書又は中間書類（以下「願書等」という。）に識別番号が記載されている場合
 - (1) 願書等に記載されている「住所又は居所」又は「氏名又は名称」に明らかな誤記がある場合については、識別番号に係る「住所又は居所」及び「氏名又は名称」をもって出願人、代理人等（以下「出願人等」という。）を特定（認定）する。
 - (2) 願書等に記載されている「住所又は居所」が識別番号に係るものと相違する場合であって、「氏名又は名称」が一致するときは、識別番号に係る「住所又は居所」を願書等における「住所又は居所」として特定（認定）する。
 - (3) 願書等の識別番号を誤記した場合は、願書等に記載されている「住所又は居所」及び「氏名又は名称」から職権により調査し、出願人等の識別番号が特定（認定）できるときは、特定（認定）した識別番号を願書等における識別番号とする職権訂正を行う。
2. 既に申請人として識別番号が付与されているものの、願書等に識別番号が記載されていない場合
願書等に識別番号が記載されていない場合は、願書等に記載されている「住所又は居所」及び「氏名又は名称」から職権により調査し、出願人等の識別番号が特定（認定）できるときは、特定（認定）した識別番号で処理を行うものとする。
なお、出願人等を特定（認定）する際に、願書等の「住所又は居所」及び「氏名又は名称」と識別番号に係るものが不一致の場合であって、願書等の誤記がごく軽微なものである場合は、識別番号に係る「住所又は居所」及び「氏名又は名称」のものとして特定（認定）する。
3. 申請人として識別番号が付与されていない場合
申請人として識別番号が付与されていない出願人等の場合は、職権により識別番号を付与する（[特例施規3条3項](#)）。
この場合に、「住所又は居所」又は「氏名又は名称」に明らかな誤記があるときは、職権により訂正する。
明らかな誤記として職権訂正するものの具体例としては、以下のようなものがある。

「住所又は居所」の誤記	行政区画便覧等を調査し特定できる場合
「氏名又は名称」の誤記	「株式会会」、「（株）」等明らかな誤記の場合

なお、当該書類の記載事項全体から判断し、出願人等が特定（認定）できない場合については、「住所又は居所」等の表示を正確なものにすべき旨の補正を命ずる。

4. 出願人等を特定（認定）した旨の通知、職権訂正通知

出願人等の特定（認定）を行った場合は、明らかな誤記の場合を除き、その旨を通知書により出願人等に通知する。また、識別番号を職権により訂正した場合も同様とする。

(改訂平成26・8)

通知書

平成 年 月 日

特 許 庁 長 官

特許出願人代理人 殿

特願○○○○－○○○○○○

この出願について、平成 年 月 日付け提出の
に記載された手続者（その者の代理人を含む。）の「住所又は居所」又は「氏
名又は名称」が届出のものと相違しますが、下記の者による手続と特定（認定）
して取り扱います。

なお、住所（居所）又は氏名（名称）を変更したのであれば、その旨を届け
出なければなりません。

（この特定に誤りがある場合は、下記の問い合わせ先にご連絡ください。）

記

〈認定情報〉

【特許出願人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

この通知等の担当者は審査業務課方式審査室の○○○○です。
不明な点は次の電話番号へお問い合わせください。

（電）03-3581-1101(内)○○○○